

美浜町事後審査型一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美浜町の発注する建設工事の請負契約に伴う一般競争入札のうち、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型一般競争入札に付す対象は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条に規定する建設工事のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 設計金額5千万円を超え3億円未満の建設工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、美浜町指名審査委員会（以下「審査会」という。）が必要と認めたもの。

2 前項の規定にかかわらず、施工条件等の技術的特性を必要とする工事及び事後審査型一般競争入札を行い不調になった工事については、指名競争入札又は随意契約により執行することができるものとする。

(入札参加資格)

第3条 事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 美浜町入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 入札の公告の日から落札決定までの間に、美浜町指名停止措置要領に基づく指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札公告に掲げられた、当該工事の資格要件をすべて満たす者とする。
- (5) 入札の公告の日から開札の日までの期間において、「美浜町が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成19年11月28日付け美浜町長・愛知県半田警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(入札公告)

第4条 町長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び美浜町契約（平成11年規則第21号）規則第7条の規定に基づく公告に、規則第8条に規定する事項のほか、予定価格を記載するものとする。

2 入札公告の写し及び設計図書は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「電子入札システム」という。）に掲載するものとする。

(入札参加申込)

第5条 事後審査型一般競争入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより当該入札案件に対し、入札参加申込書を決められた期日までに提出しなければならないものとする。

2 複数の配置予定技術者を申請する者は、配置予定技術者に配置する優先順位を定

めなければならないものとする。

(落札候補者の決定)

第6条 事後審査型一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が修了するまで落札を保留するものとする。

2 前項の落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 入札参加資格の確認は、開札の執行順に行うものとする。

2 契約担当者は、落札候補者の入札参加資格の確認を申込資料により、開札日の翌日までに行うものとする。

3 落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合には、落札候補者の行った入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たな落札候補者とし、前条の規定により新たな落札候補者に対する次順位者を決定して、入札参加資格を有している者が確認できるまで前項の入札参加資格の確認を行うものとする。

4 前項の場合の確認は、新たな落札候補者を決定した日の翌日とする。ただし、開札日の3日後を超えて延期しないものとする。

(落札者の決定等)

第8条 落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合は、その者を落札者と決定し、その旨を通知するものとする。

2 落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札候補者に対して、その旨を通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を有していないものとする。

(入札参加資格要件を有していないと認めた者に対する理由の説明)

第9条 入札参加資格確認結果通知書を受領した者で入札参加資格要件を有していないと認められたことに不服がある場合は、当該入札参加資格要件を有していないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の試行の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。